

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>(保育所の設備の基準)</p> <p>第8条 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>に定める構造とする。）又は<u>同条第3項</u>に定める構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2～4 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) [略]</p> <p>2 保育室等を3階以上に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3階</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施設又は設備	[略]		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> に定める構造とする。）又は <u>同条第3項</u> に定める構造の屋内階段		2～4 [略]	階	区 分	施設又は設備	3階	[略]			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の	<p>(保育所の設備の基準)</p> <p>第8条 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>に定める構造とする。）又は<u>同項</u>に定める構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2～4 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) [略]</p> <p>2 保育室等を3階以上に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3階</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施設又は設備	[略]		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> に定める構造とする。）又は <u>同項</u> に定める構造の屋内階段		2～4 [略]	階	区 分	施設又は設備	3階	[略]			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の
区 分	施設又は設備																																		
[略]																																			
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> に定める構造とする。）又は <u>同条第3項</u> に定める構造の屋内階段																																		
	2～4 [略]																																		
階	区 分	施設又は設備																																	
3階	[略]																																		
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の																																	
区 分	施設又は設備																																		
[略]																																			
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> に定める構造とする。）又は <u>同項</u> に定める構造の屋内階段																																		
	2～4 [略]																																		
階	区 分	施設又は設備																																	
3階	[略]																																		
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の																																	

		1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。</u>)又は <u>同条第3項に定める構造の屋内階段</u> 2・3 [略]			1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号に定める構造とする。</u>)又は <u>同項に定める構造の屋内階段</u> 2・3 [略]
4階以上	[略]	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。</u></u>)又は同項に定める構造の屋内階段	4階以上	[略]	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（ <u>階段室が同条第3項第2号に定める構造を有する場合を除き、同号に定める構造を有するものに限る。</u> ）を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同項第3号、第4号及び第10号に定める構造とする。</u>)又は同項に定める構造の屋内階段
(2)～(7) [略]			(2)～(7) [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(幼保連携型認定こども園の設備の基準)</p> <p>第3条 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設備	[略]		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令	<p>(幼保連携型認定こども園の設備の基準)</p> <p>第3条 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設備	[略]		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令
区分	設備												
[略]													
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令												
区分	設備												
[略]													
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令												

第338号) 第123条第1項に定める構造の屋内階段(建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。)又は同項に定める構造の屋内階段

2～4 [略]

(3) [略]

2 保育室等を3階以上に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
3階	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段(建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> に定める構造とする。)又は同項に定める構造の屋内階段 2・3 [略]
4階以上	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段(建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備</u> (同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの <u>その他有効に排煙することができる</u> と認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同項第2号、第3号及び第9号</u> に定める構造とする。)又は同項

第338号) 第123条第1項に定める構造の屋内階段(建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に定める構造とする。)又は同項に定める構造の屋内階段

2～4 [略]

(3) [略]

2 保育室等を3階以上に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
3階	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段(建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> に定める構造とする。)又は同項に定める構造の屋内階段 2・3 [略]
4階以上	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段(建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が <u>同条第3項第2号</u> に定める構造を有する場合を除き、同号に定める構造を有するものに限る。))を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同項第3号、第4号及び第10号</u> に定める構造とする。)又は同項に定める構造の屋内階段

に定める構造の屋内階段 2・3 [略]	2・3 [略]
(2)～(8) [略]	(2)～(8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。